

労働者派遣法に基づく情報提供事項
(労働者派遣法第23条第5項)

許可番号	派10-300862
事業所名	株式会社株式会社SUBARU nw Sight
所在地	〒373-0851 群馬県太田市飯田町1183番地1 SS太田ビル1F
対象期間	2025年10月1日 ～ 2026年3月31日

- ① 派遣労働者数 14 人 2026年6月1日時点
- ② 派遣先事業所数 6 件 2025年度の派遣先事業所数(実数)
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額 18,835 円 2025年度の一人一日 8時間 全業務の平均
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 13,232 円 2025年度の一人一日 8時間の平均額
- ⑤ マージン率平均(小数点第一位未満は四捨五入) 29.7 % (③-④)÷③を百聞率(%)で表記

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
配属前研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
現場導入研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
製造社員の基本マスター	派遣中	OFF-JT	無償	有給
無期転換教育	派遣中	OFF-JT	無償	有給
リーダー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口:営業部 電話番号:0276-55-1299

⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

各種保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険)・有給休暇・定期健康診断・キャリアコンサルティング(相談無料)

雇用安定措置を講じた人数 0 人

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定の状況	締結している
協定対象労働者の範囲	派遣先の業務に従事する全ての労働者
協定の有効期間の終期	2026年10月31日